

※出産予定日及び母の氏名が分かる書類(母子健康手帳のコピーなど)を添付のうえ、出産予定日の3か月前までにこの用紙を子ども総合窓口へ提出してください。(公立保育所に通園されているかたは、園へ提出も可。豊川・止々呂美支所では受け付けていません。)

## 出産後の保育施設の利用について

|                          |                                |
|--------------------------|--------------------------------|
| 保護者氏名                    |                                |
| 児童名(生年月日)                | (平成・令和 年 月 日)<br>(平成・令和 年 月 日) |
| 施設の名 称                   |                                |
| 出 産 予 定 日                | 令和 年 月 日                       |
| 産 前 の 就 労 予 定            | 令和 年 月 日まで                     |
| 育児休業取得の有無<br>(有の場合復職予定日) | 有 ・ 無 (令和 年 月 日)               |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 受付日                           |  |
| 「出産後の保育施設の利用について」の提出を受け付けました。 | <input type="checkbox"/> 保育施設の利用継続の条件①～④に該当し、育児休業中の保育施設の利用を希望する …1または2<br><input type="checkbox"/> 保育施設の利用継続の条件①～④に該当せず、出産後すぐに就労等を開始しないため保育施設の退園を希望する …3<br><input type="checkbox"/> 出産後すぐに就労を開始する… 4<br><br>1. 法に基づく育児休業取得者は <b>出産後40日以内</b> に「保育の利用継続申込書」を子ども総合窓口へ提出してください。(代理人、郵送可)<br>2. 法に基づかない休業取得者は <b>休業を取得する前</b> に「保育の利用継続申込書兼復職に関する証明書」を子ども総合窓口へ提出してください。(代理人、郵送可)<br>3. 「退所届」を退園月の5日までに子ども総合窓口へ提出してください。<br>4. 「復職証明書」を子ども総合窓口へ提出してください。自営業で「復職証明書」の提出ができないかたは、勤務を開始した後の勤務実績2か月分をご提出ください。(まとめて2か月分ご提出いただいても問題ありません。)<br><br>※1～4の書類は、子ども総合窓口、各保育施設、市ホームページにあります。 |

\* 育児休業中の保育利用時間の認定は、短時間認定に変更となります。(現在短時間認定のかたは、認定時間の変更はありません。)

\* 標準時間認定のかたは、産前・産後要件による利用期間中に限り、引き続き、標準時間認定としていますが、事前に短時間認定に変更することも可能です。変更を希望される場合は、前月の15日までに子ども総合窓口へ変更の手続きを行ってください。

\* 産前・産後及び育児休業中は、保育士の体制が充実する時間帯のご利用にご協力いただきますようお願いいたします。利用時間については各施設とご相談ください。